

令和7年度 消費者行政に関する意思表明

私たち消費者を取り巻く環境は、デジタル化の進展に伴い、年々複雑・多様化し、様々な面で便利で快適になった反面、若者から高齢者まで幅広い年齢層において消費者被害が後を絶ちません。特に、定期購入やSNSを使った儲け話、投資話など手口も巧妙化しており、誰もが細心の注意をしても消費者被害に巻き込まれる可能性があります。

相楽広域行政組合（木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村で構成）では、平成22年3月1日から「相楽消費生活センター」を相楽会館内に開設し、消費生活相談やあっせんのほか、各種イベントや消費生活出前講座、広報紙やホームページ等での注意喚起により、消費者被害の未然防止のための啓発活動等に積極的、継続的に取り組んでおります。

現在、「相楽消費生活センター」は、相楽会館内でセンター業務を行っていますが、老朽化等により相楽会館建替工事に着手するため、本年4月28日から約2年間、隣接する京都府木津総合庁舎に仮移転いたします。

また、誰もが、どこに住んでいても、消費者教育を受けることができる機会を提供することが必要であり、今後も引き続き、小・中学校等の教育機関と連携した消費者教育を推進していくとともに、SDGsの達成や消費者市民社会の実現に向けた取組も推進していきます。

相楽広域行政組合は、今後も相楽地域の皆様が安全で安心して暮らせる地域づくりのため、消費者行政の一層の推進を図っていきます。

令和7年4月8日

相楽広域行政組合

代表理事

杉浦正寿